

指定通所介護事業所

つつじ山荘デイサービスセンター

(介護予防・日常生活支援総合事業)

運 営 規 程

6.4

社会福祉法人 双友会

指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)事業所運営規程

第1条 社会福祉法人双友会が開設するつつじ山荘デイサービスセンター(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定める。

(事業所の目的)

第2条 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)サービスを提供します。

(通所介護事業所の方針)

第3条 一 通所介護事業所の職員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

二 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の方針)

第4条 介護予防・日常生活支援総合事業所の職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(事業所の名称等)

第5条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 つつじ山荘デイサービスセンター
- (2) 所在地 熊本県菊池郡大津町1564-5

(職員の区分及び定数)

第6条 通所介護(介護予防通所介護)職員として次の職員を置く。

1. 管理者 1名
2. 生活相談員 2名(1名は介護職員との兼務)
生活相談員の数に常時1名以上。
3. 介護職員 常勤換算で6名以上。(1名は生活相談員との兼務)
4. 看護職員 2名(兼務2名)
看護職員の数に常時1名以上。
5. 機能訓練指導員 2名(兼務2名)
6. その他 事務員 1名(兼務可)
7. その他 運転手 1名(兼務可)

(職員分掌)

第7条 職員の分掌は次の通りとする。

1. 管理者
従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を尊守させるため必要な指揮命令を行う。
2. 生活相談員
利用者及び家族の相談に応じるとともに、事業所内のサービス調整、関係機関との連絡調整を行う。
3. 介護職員
入浴、排泄、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
4. 看護職員
利用者の健康管理及び心身状態の把握を行うとともに衛生管理等の業務を行う。
5. 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(営業日)

第8条 営業日は次の通りとする。

営業日 月曜日から土曜日（但し、日曜日休み、祝日営業。※年末年始は休み）

(営業時間とサービス提供時間)

第9条 営業時間、サービス提供時間は次の通りとする。

営業時間 午前8時00分から午後5時00分

サービス提供時間 午前9時15分から午後3時45分

(定員)

第10条 一日に通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)サービスを提供する定員(上限)は40名とする。

(指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の内容)

第11条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の内容は次の通りとする。

1. 食事の提供
2. 入浴サービス
3. 機能訓練
4. 相談・援助等の生活指導・レクリエーション
5. 日常動作訓練
6. 健康チェック
7. 送迎サービス
8. グループ活動(介護予防)

(指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の利用料)

第12条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の利用料は次の通りとする。

1. 法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利

用料として、指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

2. 法定代理受領サービスでない指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の利用料。

ア. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額は、指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)に係る居宅介護サービス費用基準額と同額である。

イ. 居宅介護サービス費用基準額の上限を超えるサービスをした場合、その上限を超えるサービス利用料は自己負担とする。

3. 前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

ア. 食事の提供 食費として1回あたり 500円

イ. 通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用(通常の事業の実施区域外を起点として:1km×40円の片道分の料金)

ウ. レクリエーション、クラブ活動(利用者の希望により手芸等に参加して戴くことができます)利用料金:材料等の実費をいただきます。

エ. 料金を掲示したものの以外に、利用者からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収する

4. 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め、利用者又はその家族に対し、該当サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施区域は次の通りとする。

- ・大津町全域 ・菊陽町戸次、馬場楠、久保田区 ・菊池市尾足区
- ・合志市新古閑、日向区 ・西原村鳥子区

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 利用者は指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1. 機能訓練室を利用する際の留意事項

ア. 職員の指示に従った訓練を行う。

イ. 職員の指示に従った器具を使用する。

ウ. 訓練実施前には利用者の体調観察やバイタル確認を行い、訓練実施中や終了後も体調の変化に留意する。各職員が訓練中その後状態に変化があった場合は、看護職員、生活相談員へ報告し体調の確認を行う。且つ緊急と思われる場合には救急搬送等対応を検討し、ご家族、かかりつけ医に連絡を行う。

2. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により消滅、破損、汚した場合、には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

3. 利用者の心身の状況などにより特段の配慮が必要な場合は、利用者及びその家族等と

事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定する。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第15条 運営に関する事項

指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護職員等の勤務の体制その他の利用申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第16条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 通常の事業の実施区域等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切な通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申し込み者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第18条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供するように努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第19条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申し込み者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は当該利用申し込み者の意向を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2. 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者がうけている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業者との連携)

第21条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2. 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第22条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供の開始に際し、利用申し込み者が介護保険法施行規則第64条の各号いずれにも該当しない場合は、当該利用申し込み者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報提供、その他法廷受領サービスを行う為に必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第23条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第24条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(サービスの提供記録)

第25条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供した際には、当該指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供日及び内容、特記事項、その他必要な事項を、通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画書及び連絡帳等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第26条 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の基本取り扱い方針)

第27条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2. 自らその提供する指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の質の評価を行い、常にその改善を努める。

(指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の具体的取り扱い方針)

第28条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1. 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供に当たっては、次条第27条第1項に規程する通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
2. 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
3. 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
4. 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に沿って適切に提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供する。

(通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画の作成)

第29条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画を作成する。

2. 管理者はそれぞれの利用者に応じた通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画を作成し、利用者またその他家族に対し、その内容について説明を行う。
3. 通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、該当居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
4. 通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)職員は、それぞれの利用者に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

第30条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞無く、意見を付してその旨を保険者に通知する。

1. 正当な理由なしに指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の利用に関する指示に従わないことにより、要介護認定等の程度を増進させたと認められる時。
2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時。

(掲示)

第31条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護職員等の勤務の体制その他の利用申し込み者のサービスの選択に資するのと認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

- 第32条** 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)事業に従事する職員は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)事業に従事した職員が正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な設置を講じなければならない。
 3. 利用者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、利用者とその家族の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は家族等の個人情報を用いることができるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第33条** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 2. 虐待の防止のための指針を整備する。
 3. 虐待の防止するための定期的な研修を実施する。
 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 5. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第34条** 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。身体的拘束等の適正化を図る為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
1. やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 3. 身体的拘束等の適正化のため指針を整備する。
 4. 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(その他運営に関する事項)

- 第35条** 事業所は、全ての通所介護事業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2.事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)

第36条 居宅介護支援事業者又はその従業員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第37条 提供した指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して苦情処理の委員会設置などの必要な設置を講じるものとする。

2. 提供した通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第38条 通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)に当たる職員は、現に指定通所介護(介護予防通所介護)の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第39条 利用者に対する指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第40条 非常災害に備えて、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2. 防火管理計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第41条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第42条 利用者に対し適切な指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供できるよう、指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)職員の勤務の体制は別紙の通りとする。

2. 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)職員の資質の向上の為に、その研鑽の機会を確保する。

(定員の遵守)

第43条 利用定員を超えて指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を行わない。

(衛生管理)

第44条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 当該指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供する場合において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
3. 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。

(会計の区分)

第45条 指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の事業の拠点となる事務所ごとに経理を区分するとともに指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第46条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。

2. 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は平成17年10月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成19年12月1日から施行する。

この規程は平成23年10月1日から施行する。

この規程は平成27年8月1日から施行する。

この規程は平成28年10月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成31年3月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和4年9月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。